グレイステクノロジー株式会社定款

（2021 年４月１日一部変更）

第1章　総則

（商号）

第１条　当会社は、グレイステクノロジー株式会社と称し、英文では GRACE TECHNOLOGY, INC.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットのアクセスサービス業
2. 情報サービス業および情報提供サービス業
3. コンピュータ、その周辺機器、関連機器およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸ならびに輸出入業
4. 書籍、雑誌その他印刷物および電子出版物の企画、制作および販売
5. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得およびその管理運用
6. 通信システムによる情報の収集、処理および販売
7. 広告宣伝の情報媒体の販売
8. 広告宣伝に関する企画、制作および広告代理店業
9. ドキュメント企画制作業
10. ドキュメント制作におけるコンサルタント業および受発注業
11. インターネットおよびカタログによる通信販売ならびに仲介
12. 各種産業機械および機器の設計ならびにコンサルタント業務
13. 工業製品製造会社の技術支援、工業製品の品質評価、検査業
14. 各種企業のコールセンターの企画、運営、管理に関する事業
15. 貨物運送取扱事業および貨物自動車運送業
16. 各種代行収納業
17. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
18. 人材の育成、能力開発、技術向上に関する教育事業
19. 各種金融商品の企画、開発、仲介、販売
20. 投資業および投資顧問業
21. 投資事業組合財産の運用および管理
22. 経営に関するコンサルティング業務
23. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、101,376,000 株とする。

（自己株式の取得）

第６条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第 10 条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第 11 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章　株主総会

（招集時期）

第 12 条　定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（株主総会の招集者および議長）

第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長または取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会において取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長または取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（株主総会の決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第 18 条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は9名以内とする。

（取締役の選任）

第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。

（役付取締役）

第22条　取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副会長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（代表取締役）

第23条　代表取締役は取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

（取締役会の招集者および議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集する。取締役会長または取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長または取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役

が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 28 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

（取締役会規則）

第 29 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の責任免除等）

第 30 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等ならびに退職慰労金）

第 31 条　取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第32条　当会社は監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）

第33条　当会社の監査役は 3 名以内とする。

（監査役の選任）

第 34 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 35 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 36 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 37 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに、通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第 38 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 39 条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

2. 監査役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

（監査役会規則）

第 40 条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の責任免除等）

第 41 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役の報酬等）

第 42 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をよって定める。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 43 条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 44 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 45 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第46条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章　計算

（事業年度）

第 47 条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（期末配当金）

第 48 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当）

第 49 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

（期末配当金等の除斥期間等）

第 50 条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当については利息をつけない。

以上

（平成 14 年 6 月　一部変更）

（平成 15 年 6 月 27 日一部変更）

（平成 18 年 6 月 29 日一部変更）

（平成 20 年 3 月 14 日一部変更）

（平成 20 年 6 月 26 日一部変更）

（平成 21 年 6 月 29 日一部変更）

（平成 22 年 6 月 25 日一部変更）
（平成 24 年 7 月 9 日一部変更）
（平成 25 年 9 月 15 日一部変更）
（平成 28 年 2 月 12 日一部変更）
（平成 28 年 3 月 11 日一部変更）
（平成 28 年 6 月 29 日一部変更）
（平成 28 年 9 月 12 日一部変更）
（平成 29 年４月 1 日一部変更）
（平成 30 年４月 1 日一部変更）
（平成 30 年 6 月 28 日一部変更）
（2019 年 6 月 27 日　一部変更）
（2021 年４月 1 日　一部変更）